

## 藤沢市内でのモスク建設に関するお問い合わせについて

藤沢市内でのモスク建設に関して、多数のご意見をいただきしておりますが、重複している内容も多いため、市の考え方をお示しさせていただきます。

なお、この書面をもって、いただいたご意見の回答といたします。

### 事業主体と建設に伴う市の財政負担について

藤沢市宮原3344番1における『藤沢にモスクを建設する計画』(以下「同計画」という。)については、民間の事業者が民有地において計画している事業であり、当市が実施する事業ではなく、誘致も行っておりません。また、当市からの補助金等の交付を含む支出は一切ございません。

### 開発行為の許可について

当該地は、都市計画法(以下「同法」という。)で定める市街化調整区域に指定されており、開発行為を行う際には、同法で定めている基準に適合する必要があります。事業者から当市に提出された同計画に伴う開発行為の許可申請は、同法の基準に適合しているため許可しています。

### 建築までの手続きについて

開発行為の許可とは土地の造成などに関するもので、建築物を建築するには、別途、建築基準法に基づく手続きが必要となります。この建築基準法に基づく手続きは、建築物の工事に着手する前に、当市や民間の指定確認検査機関の建築確認を受けなければならないもので、事業者が建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準関係規定に適合するものであれば、確認済証が交付されます。

### 許可等の取り消しについて

都市計画法及び建築基準法に適合し許可や確認を受けた計画につきましては、その内容と相違した整備や建築を行ったなどの事実が無い限り、恣意的な許可等の取り消しは不法行為であり行えません。

### 近隣住民への周知について

同計画に係る近隣住民への周知については、「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の規定により、事業予告板の掲示及び所定の期間中に開催要望があった際の説明会開催を義務付けております。同計画においては、令和5年8月に事業予告板が掲示され、適正な手続きが行われています。

## 多文化共生について

当市では、外国人住民の増加を背景に国が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を受けて「藤沢市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定し、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを推進しています。ここで言う「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを意味します。

市では外国人の受け入れに対して特別な優遇策は設けておりませんが、外国につながりのある市民を含め、市内に住むすべての方に公平な公共サービスを提供しております。

(事務担当:企画政策部 人権男女共同平和国際課)

## 今後について

モスク建設に伴い市民生活への影響を及ぼすような事案が生じた場合は、市といたしましても必要に応じ関係機関と連携し、対応してまいります。